

京 都 大 学 総 合 専 門 業 務 室 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定) (前 略) 第3 (略) 2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。 (後 略) 国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定) (前 略) (監査の実施) 第3条 (略) 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節までに定める施設等及び組織規程第8節の2に定める犬山キャンパス運営協議会をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。 (後 略)	第3 (同 左) 2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (監査の実施) 第3条 (同 左) 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節までに定める施設等及び組織規程第8節の2に定める犬山キャンパス運営協議会をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。

改正前	改正後
京都大学における研究資源アーカイブに関する規程 (平成22年3月16日総長裁定) (前 略) 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 若干名 (2) 運営責任部局及び連携部局の長 (3) 附属図書館長、情報環境機構長及び大学文書館長 (4) 運営責任部局及び連携部局の教員 若干名 (5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 若干名 (6) その他総長が必要と認めた者 2～4 (略) (後 略)	第3条 (1) (2) (3) (同 左) (4) (5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 若干名 (6) (同 左) 2～4 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。
京都大学名誉フェローの称号授与に関する規程 (平成25年3月19日総長裁定) (前 略) (推薦) 第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者を推薦する場合は、理事又は副学長（当該推薦理由に係る	(推薦) 第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（組織規程第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者

改 正 前	改 正 後
業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。)に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。 2～4 (略) (後 略) 京都大学名誉博士称号授与規程実施細則 (平成15年1月28日総長裁定) (前 略) (定義) 第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)をいう。 2 (略) (後 略) 京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程 (令和3年7月13日総長裁定) (前 略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成	を推薦する場合は、理事又は副学長(当該推薦理由に係る業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。)に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。 2～4 (同 左) 附 則(令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (定義) 第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節に定める施設等をいう。)をいう。 2 (同 左) 附 則(令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (定義) 第2条 } (同 左) (1)～(5) } (6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成

改 正 前	改 正 後
16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。 (後 略)	16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。